

放射性廃棄物専門部会の設置について

平成 28 年 5 月 17 日
原子力委員会

1. 目的

放射性廃棄物の処分は、原子力発電による便益を享受しそれを発生させた現世代が責任を持って取り組むべき課題である。

このような認識の下、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成 12 年法律第 117 号）に定める特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（平成 27 年 5 月 22 日）に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定及び関係行政機関等の活動状況に係る評価等を専門的かつ総合的観点から行うため、「放射性廃棄物専門部会」を設置する。

2. 審議内容

- (1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画の改定及び関係行政機関等の活動状況に係る評価
- (2) その他

3. 構成員

別紙のとおりとする。

4. その他

本専門部会の運営に当たっては、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

(以上)

放射性廃棄物専門部会 構成員

- 秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ パートナー
- 出光 一哉 九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門 教授
- 大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授
- 織 朱實 上智大学大学院地球環境学研究科 教授
- 後藤 玲子 茨城大学人文学部社会科学科 教授
- 谷口 武俊 東京大学政策ビジョン研究センター 教授
- 新堀 雄一 東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻 教授
- 森田 朗 国立社会保障・人口問題研究所 所長
- 八木 絵香 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 准教授
- 山本 一良 名古屋学芸大学 教授・学長補佐・教養教育機構長

(五十音順)

(参考 1)

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(平成 27 年 5 月 22 日)【抜粋】

最終処分に対する信頼性を確保する観点から、処分技術に関する評価とともに、概要調査地区等の選定における手続きの遵守や適切な情報提供の確保等に関する評価が継続的に実施され、その情報が国民及び関係住民に対して適切に開示されることが重要である。この観点から、原子力委員会は、最終処分計画の改定に際しては、その時点までの技術開発の状況や概要調査地区等の選定の状況を踏まえ、意見の多様性及び専門性を確保しつつ審議を行い、その妥当性について評価を行った上で、法の規定に基づき経済産業大臣に意見を述べるものとする。また、評価の継続性を確保するため、関係行政機関、機構及び関係研究機関は、それぞれが実施する技術開発や概要調査地区等の選定に向けた調査の実施その他の活動の状況を定期的に原子力委員会に報告し、評価を受け、その信頼性を高めることが重要である。

(参考 2)

「最終処分法に基づく基本方針改定後の取組状況と今後の取組方針について」

(第 5 回最終処分関係閣僚会議(平成 27 年 12 月 18 日)資料 1)【抜粋】

[今後の取組方針]

1. 地層処分の推進について、更に幅広い国民の理解と協力を得られるよう、関係行政機関の緊密な連携の下、下記の取組(注:略)を積極的に進める。
2. 原子力委員会に体制を整え、上記の取組(注:略)の進捗につき、評価を行う。
3. 上記 1 及び 2 を通じ、科学的有望地について、地層処分の実現に至る長い道のりの最初の一步として国民や地域に冷静に受け止められる環境を整えた上で、平成 28 年中の提示を目指す。